

7 グループ通算制度における外国税額控除制度

【改正の概要】

令和4年度の税制改正において、法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各事業年度において進行年度調整措置を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容（進行年度調整を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。）を説明するものとされた（法69⑳）。

また、対象事業年度の期限内申告書に添付された書類にその対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が上記の説明の内容と異なる場合には、その対象事業年度における当初申告税額控除不足額相当額等に係る固定措置を不適用とすることとされた（法69㉑三）。